

霞ヶ浦流域大規模氾濫に関する減災対策協議会規約

(名称)

第1条 本会は、水防法（昭和24年法律第193号）第15条の9に基づく大規模氾濫減災協議会として設置し、「霞ヶ浦流域大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、「施設では防ぎきれない大洪水は発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築するため、多様な関係者が連携して、霞ヶ浦流域における洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。

(協議会の対象河川)

第3条 協議会は、霞ヶ浦河川事務所が管理する常陸利根川、横利根川、霞ヶ浦（西浦）、鰐川及び北浦を対象とする。

(協議会の構成)

第4条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

(幹事会の構成)

第5条 協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

(協議会の実施事項)

第6条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 洪水浸水想定区域等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- 二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
- 三 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、本協議会等を中心として、毎年出水期前にトップセミナーや堤防の共同点検等を実施し、状況の共有を図る。
- 四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な取組事項を実施する。

(会議の公開)

第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第8条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第9条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、関東地方整備局霞ヶ浦河川事務所災害情報普及支援室に置く。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第 1 1 条 本規約は、平成 2 8 年 5 月 3 0 日から施行する。

平成 2 9 年 5 月 3 1 日改定

平成 3 0 年 5 月 2 9 日改定

令和 元 年 5 月 2 7 日改定

令和 2 年 5 月 1 3 日改定

令和 2 年 9 月 1 日改定

令和 3 年 5 月 2 7 日改定

令和 4 年 6 月 1 0 日改定

令和 5 年 6 月 2 1 日改定

令和 6 年 5 月 2 2 日改定

令和 7 年 5 月 2 3 日改定

土浦市長
石岡市長
龍ヶ崎市長
鹿嶋市長
潮来市長
稲敷市長
かすみがうら市長
神栖市長
行方市長
鉾田市長
小美玉市長
美浦村長
阿見町長
河内町長
利根町長
香取市長
稲敷地方広域市町村圏事務組合 管理者
茨城県 防災・危機管理部 防災・危機管理課長
茨城県 土木部 河川課長
水戸土木事務所長
潮来土木事務所長
土浦土木事務所長
鉾田工事事務所長
竜ヶ崎工事事務所長
千葉県 防災危機管理部 防災対策課長
千葉県 県土整備部 河川環境課長
香取土木事務所長
気象庁 水戸地方気象台長
気象庁 銚子地方気象台長
日本貨物鉄道株式会社 安全推進部長
鹿島臨海鉄道株式会社 代表取締役専務
独立行政法人水資源機構 利根川下流総合管理所長
国土交通省 関東地方整備局 霞ヶ浦河川事務所長

土浦市 防災危機管理課長
 石岡市 防災危機管理課長
 龍ヶ崎市 防災安全課長
 鹿嶋市 交通防災課長
 潮来市 総務課長
 稲敷市 危機管理課 危機監理監兼課長
 かすみがうら市 環境防災課長
 神栖市 防災安全課長
 行方市 総務課長
 鉾田市 危機管理課長
 小美玉市 防災管理課長
 美浦村 生活安全課長
 阿見町 防災危機管理課長
 河内町 総務課長
 利根町 防災危機管理課長
 香取市 総務課長
 稲敷広域消防本部 警防課長
 茨城県 防災・危機管理部 防災・危機管理課 課長補佐
 茨城県 土木部河川課 災害・防災対策監兼河川課長
 水戸土木事務所 河川整備課長
 潮来土木事務所 河川整備課長
 土浦土木事務所 河川整備課長
 鉾田工事事務所 道路河川整備課 次長兼道路河川整備課長
 竜ヶ崎工事事務所 河川整備課長
 千葉県 防災危機管理部 防災対策課 災害対策室長
 千葉県 県土整備部 河川環境課 副課長
 香取土木事務所 調整課長
 気象庁 水戸地方气象台 防災管理官
 気象庁 銚子地方气象台 防災管理官
 日本貨物鉄道株式会社 安全推進部 副部長
 鹿島臨海鉄道株式会社 貨物事業部 部長
 独立行政法人水資源機構 利根川下流総合管理所 管理課長
 国土交通省 関東地方整備局 霞ヶ浦河川事務所 副所長